

# 平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に 関する義援金について

平成30年4月11日更新  
在パラグアイ日本国大使館

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震の発生を受け、外国政府及び外国の個人・企業、在留邦人等からの義援金について、以下の方法により、義援金等受け付けております。

## 1. 当館及びエンカルナシオン領事事務所による義援金口座 (受付期間：平成31年3月31日まで)

当館及びエンカルナシオン領事事務所は、これまで以下の義援金受け入れ口座にて、義援金の受付を行ってきたところですが、今般、受付期間を平成31年3月31日まで延長しましたことをお知らせします。

(注) 当館及びエンカルナシオン領事事務所で受け付けた義援金は、後日、日本政府宛に送金します。

(注2) 皆様からお預かりした義援金につきましては、地方公共団体を通じて、被災者の方々へ届けられます。

### (1) 【在パラグアイ日本国大使館口座情報】

銀行名：BANCO ITAÚ PARAGUAY S.A.

本店：Oliva 349 c/Chile - Tel: 494-992 / 417-1000

Artigas支店：Av. Artigas esq./Sto. Tomás - Tel: 617-2510

Villa Morra支店： Av. Mariscal López esq. Tte. Zotti 2336 - Tel: 617-2600

España 支店：Av. España esq. Kubitscheck - Tel: 617-2650

※その他の支店情報については、イタウ銀行HP (<https://www.itaui.com.py/>) でご確認ください。

米ドル口座

EMBAJADA DEL JAPÓN NO. 450002106

グアラニ口座

EMBAJADA DEL JAPÓN NO. 400227830

受領証を希望される場合は送金後、当館宛（japon.cultural@as.mofa.go.jp）に以下の情報を御連絡ください。

- ・「受領証が必要な旨」
- ・送金者名及び連絡先（住所及び電話番号）
- ・金額
- ・送金日
- ・送金元銀行名

また、当館広報文化窓口にて、直接現金または小切手（米貨またはグアラニ貨）をお預かりすることも可能です。

## （２）【在エンカルナシオン領事事務所口座情報】

銀行名：BANCO ITAÚPARAGUAY S. A.

Sucursal Encarnación: Tomás Romero Pereira y Carlos Antonio López - Tel: 202-010

Súper 6 Encarnación: Avda. Irazábal c/ Jorge Memmel.

※その他の支店情報については、イタウ銀行HP（<https://www.itaui.com.py/>）でご確認ください。

米ドル口座

LA OFIC DEL CONSUL DEL JAPÓN EN ENCAR NO. 650001691

グアラニ口座

LA OFIC DEL CONSUL DEL JAPÓN EN ENCAR NO. 600869106

受領証を希望される場合は送金後、当館宛（cons.japon.enc@as.mofa.go.jp）に以下の情報を御連絡ください。

- ・「受領証が必要な旨」
- ・送金者名及び連絡先（住所及び電話番号）
- ・金額
- ・送金日
- ・送金元銀行名

また、同事務所窓口にて、直接現金または小切手（米貨またはグアラニ貨）をお預かりすることも可能です。

## 2. 被災地の各地方公共団体による義援金受け入れ口座

被災地の各地方公共団体においても、義援金受け入れ口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。なお、特に被害の大きかった熊本県及び大分県の義援金情報は以下のリンクより御確認ください。

○ [平成 28 年熊本地震義援金の募集について（熊本県ホームページ）](#)

○ [「平成 28 年 4 月地震大分県被災者義援金・被災地寄付金」の受付について（大分県ホームページ）](#)